

明和町中期財政計画

平成31年3月

明 和 町

明和町中期財政計画

はじめに	1
------	---

1. 明和町の財政状況

(1)歳入・歳出の状況	2
(2)基金の状況	4
(3)町債残高の状況	5
(4)経常収支比率の状況	6
(5)主な財政指標の状況	7

2. 今度の財政収支の見通し

(1)第6次総合計画との関係	8
(2)計画期間	8
(3)試算前提条件	8

3. 中期財政計画の推計

(1)歳入歳出の推計	11
(2)町債残高の推計	13

4. 更なる収支改善に向けて

5. 中期財政計画の見直しを公表

はじめに

中期財政計画の目的・役割

わたしたちの明和町は、昭和30年に千江田村、梅島村、佐貫村が合併し、明和村としてスタートしたあと、平成10年に町制を施行し明和町が誕生し、平成30年には、町制施行20周年を迎えます。

その間、明和町を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化、長期にわたる経済の低迷、情報化の進展、国際化、人々の価値観の多様化などにより大きく変化していきます。

国においては、地方分権による機関委任事務の廃止が行われ、その後の三位一体改革などが実施されました。その後、リーマンショックを端とした景気の落ち込みや東日本大震災など当町を取り巻く環境は変わっていきました。そのような中、国は新たな三本の矢として「強い経済」「子育て支援」「社会保障」の3分野を重点的に政策を推進する考えを示しています。

こうした中で、明和町が一層の飛躍と発展を実現するためには、限られた財源の中で多様化する行政課題に的確に対応していかなければなりません。平成27年3月に明和町第6次総合計画を策定し、その中で、目標及び理念、実施期間及び各項目の改革方針を明らかにし、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上を図り、「町民の幸せ」を実現し、元気な『明和町』を目指すために、行政と町民が一丸となって行財政運営を進めてきました。

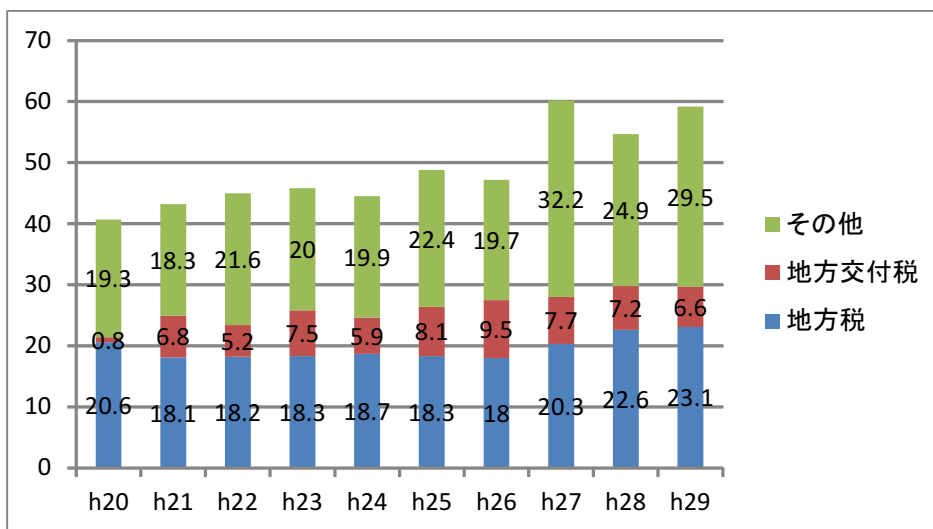
今回策定する「明和町中期財政計画」は、このような厳しい経済情勢の中においても、平成28年に作成された明和町人口ビジョン及び明和町総合戦略を踏まえた「持続可能なまちづくり」の実現に向けた計画といえます。限られた財源を有効に活用し、「量の削減」から「質の向上」への転換を図り、協働のまちづくりによる明和町の発展に努めなければなりません。そして、町民が真の豊かさを実現するために、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するとともに行財政運営の革新・改革を維持し、財政の健全性を確保するために本計画を策定するものです。

1 明和町の財政状況

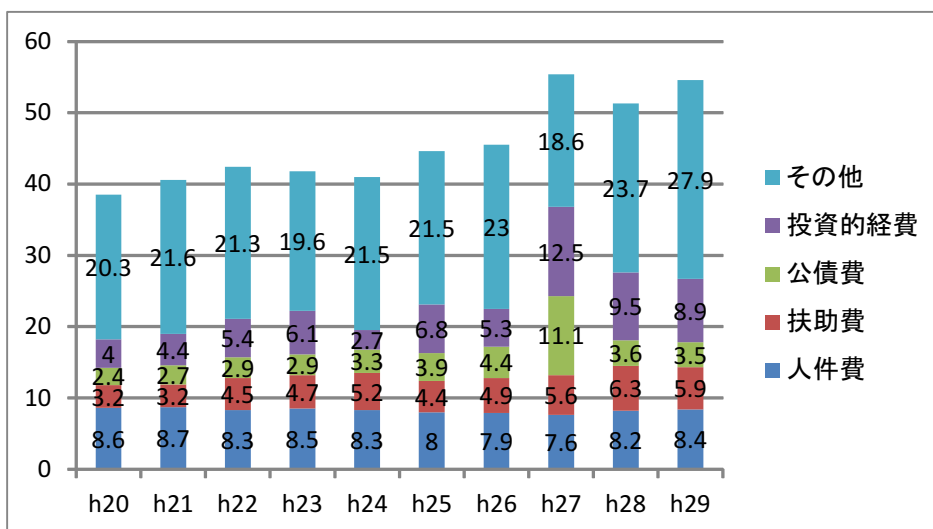
(1) 歳入・歳出の推移

歳入は、過去10年間では40～60億円で推移しており、地方税（町税）は、企業誘致事業を推進していることから、平成27年度から増加傾向にあります。歳出は、平成27年度が最大で、過去10年間では38.5～55.4億円で推移し、公債費が繰上償還を平成27年度に行い、その後減少傾向、扶助費が増加傾向にあります。

歳入の状況



歳出の状況



【人件費】

人件費については、人事院勧告に基づき、給与改定を行っています。職員数については、各事業に合わせ定員管理を行い、過去10年間で約8億円ペースで推移しています。

【扶助費】

平成26年度以降、臨時福祉給付金等の事業により、増加傾向にあります。増加に伴う歳入も国から補助金として確保されています。社会保障費への負担は高齢化率の上昇に伴い緩やかではありますが、増加傾向にあります。

【公債費】

公債費については、平成26年度までは年々増加傾向にありましたが、平成27年度に繰上償還を行ったことで、減少傾向にあります。

【物件費】

物件費については、各経費の削減・節減努力に取り組んでいるものの、各種事務のシステム化の向上に伴う電算関係経費の増加により、微増傾向にあります。

【補助費等】

補助費等については、一部事務組合に対する負担金として、主に衛生施設組合、医療施設組合、消防組合の負担金が年度によって経費の大幅な増減が現れています。

【繰出金】

繰出金については、介護保険、後期高齢者医療保険、下水道事業などの特別会計に対する繰出金が年々増加傾向にあります。とくに介護保険については、義務的経費における扶助費と同様に、町の高齢化に伴い今後についても増加の傾向が予想されます。

【投資的経費】

投資的経費については、各年度間の増減はあるものの、決算上大きな割合を占めています。過去5年間の主な事業としては、川俣駅橋上駅舎、ふれあいセンターなど等の整備を行いました。

(2)基金の状況

基金は、家計でいう預貯金にあたるものです。

①財政調整基金の状況

財政調整基金とは、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。この残高が確保されていなければ、経済不況による税収入の減、災害の発生に対する支出などへの対応が難しくなります。

財政調整基金の適正規模について明確なものはありませんが、全国的な傾向と類似団体との比較を行うと標準財政規模の25%程度とされており、本町の平成29年度の標準財政規模が32億5,211万円となっていることから8億1,302万円以上の財政調整基金残高が必要となり、本町においては8億円を財政計画上の基準とし、今後については、安易な取り崩しをつつしみ、積立金残高の堅持に努める必要があります。

②その他特定目的基金の状況

財政調整基金以外では、減債基金（主に記載の返済の財源としての基金）、地域福祉基金（福祉事業の財源としての基金）、公共施設建設基金（都市計画事業、道路事業、下水道事業の財源としての基金）、奨学基金（奨学金事業の財源としての基金）、まち・ひと・しごと創生基金（地方創生事業の財源としての基金）があります。

平成29年度 基金の残高状況

(平成30年3月31日現在)

単位：千円

財政調整基金	1, 507, 182
減債基金	8, 583
地域福祉基金	287
公共施設基金	360, 511
奨学基金	37, 980
まち・ひと・しごと創生基金	217, 000

(3) 町債残高の状況

地方債（町債）とは、家計でいう、ローンにあたるものです。

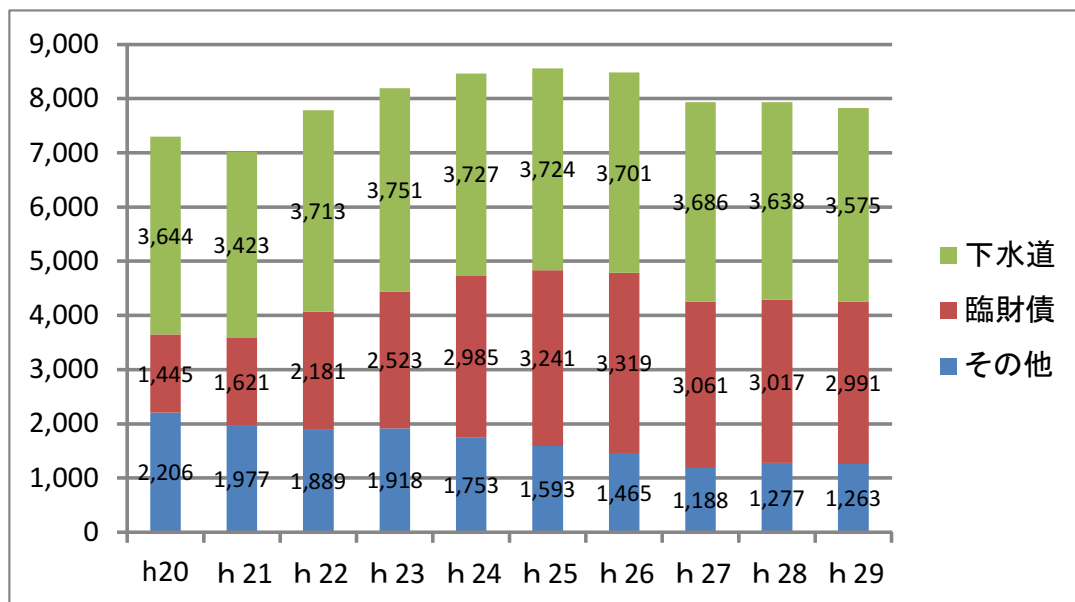
地方自治体では、原則赤字の穴埋め目的での借金はできません。本町では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、将来その施設を使う次世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って町債を発行し、国から借金をし必要な財源を確保してきました。

町債残高（まだ返済していない額）は、ここ10年では平成25年度がピークでしたが、平成27年度に繰上げ償還をしたことにより、その後順次逡減してきています。平成13年度からは、地方交付税として算定されるべきの額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられるという形になり地方債発行が増えることとなりました。この臨時財政対策債の元利償還額については、その全額が後年度、地方交付税で補てんされています。

今後はプライマリーバランスを考慮し、町債発行を慎重にしなければ、町債残高、公債費ともに増加し、将来の負担が増加することとなります。

※プライマリーバランス…その年度に新規発行する町債の額を、町債の償還元金の額以下に抑えること。

町債残高の状況



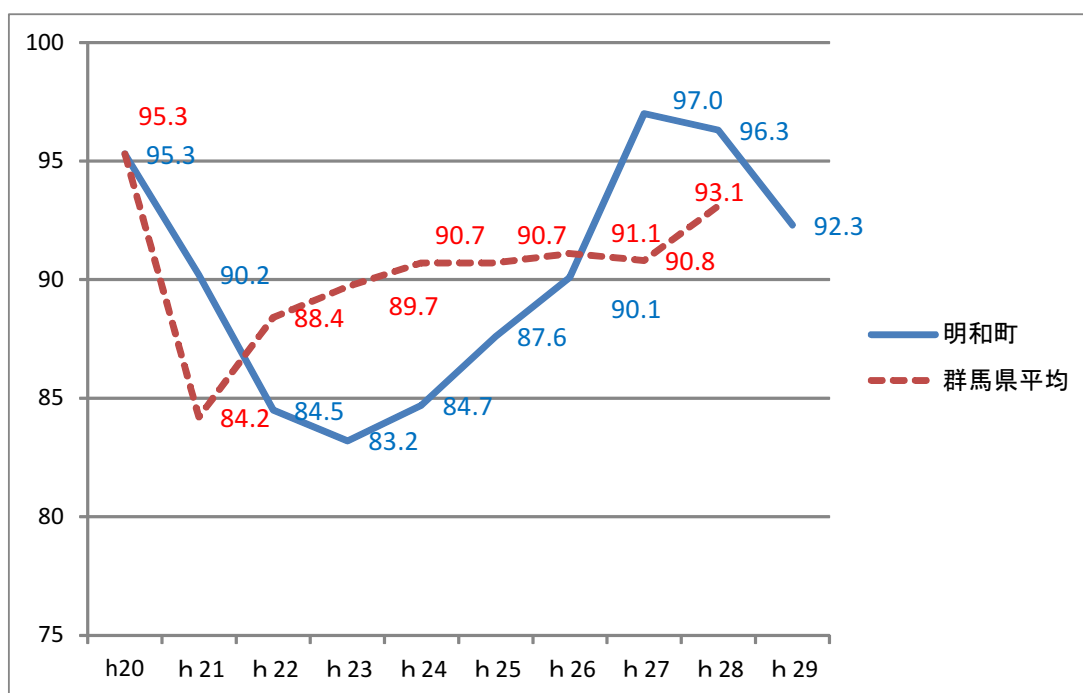
(4) 経常収支比率の状況

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測定するための指標で、義務的性格の経常経費（人件費・扶助費・公債費など）に、町税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入（一般財源）が、充当されている割合を表しています。家計に例えると、住居費・光熱水費などのような毎月確実に支出される経費が、給与のような毎月決まって得られる収入に占める割合を表したことになります。

この値が大きければ、臨時的な経費に充当可能な一般財源が少なく、財政構造の硬直化が進んでいるということになります。従来は、町村で70～75%、市にあつては75～80%程度が適当と言われていましたが、現状ではほとんどの市町村が適正範囲にを超えています。最近では、少子高齢化「三位一体改革」などによる財政構造の変化などにより90%を超えると経常経費の抑制に留意が必要であるといわれています。

明和町は、平成22年度から平成25年度までは、90%を超えない状況となっておりましたが、平成27年度には97%となりました。その後、物件費等の節減などを行った結果、平成29年度において、92.3%まで値が小さくなりました。しかしながら、財政が硬直化していることには変わりなく、更なる経常経費の抑制に努めなければなりません。

経常収支比率の推移



(5)主な財政指標の状況

①財政力指数

近年では、やや下降している傾向にありますが、平成28年度の全国平均（0.50）及び群馬県平均（0.59）を上回っています。企業誘致の成果が固定資産税等の増額に影響し始めており、財政力指数が上昇されと考えられます。

②経常収支比率

平成27年度に97%となりましたが、平成29年度では92.3%と、4.7ポイント改善しました。経常収支比率については、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者特別会計、下水道特別会計への繰出金の増や地方債の償還もあるため、比率が悪化している傾向にあります。

③将来負担比率

将来負担比率が高くなる要因としては、充当可能基金の額が将来負担比率算定に影響していることがあげられます。基金の安易な取り崩しをつつし、財政調整基金や減債基金を中心に基金の増額に努める必要があります。

④実質公債費比率

平成27年度に繰上償還を行ったことにより、改善傾向にあります。今後についても、プライマリーバランスを考慮し、町債発行を慎重に行う必要があります。

⑤給与水準（ラスパイレス指数）

平成23、24年度は、東日本大震災の復興財源の確保などのため、2年間に限って実施されている国の給与カットにより一時的に低下した国の給与水準を基礎としたため、上昇した結果となっています。

今度も適正な給与水準を維持するため、引き続き情勢の変化に応じた見直しが必要です。

2 今後の財政収支の見通し

(1)第6次総合計画との関係

第6次総合計画は、明和町の目指すべき将来像をあげ、その実現のための基本的な方向と体系的な施策内容を示すとともに、その実現に向けた行政全般にわたる具体的な事業を明らかにすることを目的として策定した計画です。

この総合計画を実現するためには、財政的な裏付けに基づいて施策などが実施されなければなりません。

こうしたことから、財政計画と総合計画は、施策や事業を厳選し、より実効性を高めていくため、相互に連携する親密な関係でなければなりません。

(2)計画期間

平成31年から平成35年度の5年間とします。

この計画は、一般会計について、歳入は財源別、歳出は性質別に試算しました。特別会計については、繰出金、補助費等で計上しています。

(3)資産前提条件

平成31年度から平成35年度の各資産前提条件については、第6次総合計画の施策に紐づく事業に基づき要求されている計画を計上します。

なお個別の推計方法については、以下の条件により推計します。

【歳入の試算条件】

<町税>

町民税

個人均等割

平成31年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

個人所得割

平成31年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

法人均等割

平成28、29年度実績額平均値と進出企業を加味して推計

法人税割

平成28、29年度実績額平均値と進出企業と税法改正を加味して推計

<固定資産税>

土地

平成31年度予算と進出企業を加味して推計

家屋

平成31年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

償却資産

平成31年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

※平成33年度に評価替えが予定されており、減収すると推計

<軽自動車税>

平成28、29年度実績額平均値で固定

<たばこ税>

平成30年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

<譲与税・交付金>

平成31年度予算をベースに固定

※地方消費税交付金は増税分を見込む

<地方交付税>

普通交付税

平成31年度予算をベースに緩やかに減少するものとして推計

特別交付税

平成31年度予算をベースに固定

<使用料・手数料>

平成31年度予算で固定

<国・県支出金>

平成31年度決算をベースに固定

平成30年度時点で事業計画のあるものは反映

<財産収入>

平成31年度予算額で固定

<寄付金>

平成31年度予算額で固定

<諸収入>

平成29年度決算額で固定

<町債>

平成30年度時点で事業計画のあるものを反映

臨財債は、平成30年度予算額で固定

【歳出の試算条件】

＜行財政改革の推進＞

物件費、維持補修費及び普通建設事業費（単独事業分）を、平成31年度予算額と比較し、平成32・33年度は1%、平成34・35年度は2%削減するものとする。

＜人件費＞

今後5か年の定年退職者数と組織の持続性を堅持するための職員を見込み、人件費を計上

平成32年度から会計年度任用職員制度の施行により、これまで物件費として計上していた嘱託職員及び臨時職員の賃金等を人件費として計上

＜扶助費＞

第6次総合計画実施計画により推計

＜補助費等＞

第6次総合計画実施計画により推計

＜公債費＞

既発行債の償還計画に加え、新規起債発行については、計画などにある事業を推計して計上

＜積立金＞

平成29年度決算額をベースに積立を想定

＜繰出金＞

平成29年度決算額をベースに、各会計の見込みを想定

＜出資金・貸付金＞

平成29年度決算額をベースに見込みを想定

＜投資的経費＞

第6次総合計画実施計画により推計

以上の試算前提条件を基に、計画期間（平成31年度から平成35年度）5か年の歳入歳出の収支見通しを表したものが次の表になります。

3 中期財政計画の推計

(1) 歳入歳出の推計

歳 入

(千円)

区分		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		計画	決算	計画	決算	計画	決算
歳 入	町税	2,281,700		2,112,795		2,075,731	
	地方譲与税	61,300		61,300		61,300	
	利子割交付金	1,600		1,600		1,600	
	配等割交付金	4,770		4,770		4,700	
	株式等譲渡所得割交付金	4,300		4,300		4,300	
	地方消費税交付金	209,800		220,645		220,645	
	自動車取得交付金	6,400		0		0	
	地方特例交付金	9,000		9,000		9,000	
	地方交付税	540,000		535,300		530,647	
	普通交付税	470,000		465,300		460,647	
	特別地方交付税	70,000		70,000		70,000	
	交通安全対策特別交付金	1,600		1,600		1,600	
	分担金・負担金	1,855		1,855		1,855	
	使用料・手数料	95,997		95,977		95,977	
	国・県支出金	821,486		1,054,385		1,124,482	
	財産収入	3,518		3,518		3,518	
	寄付金	8,402		8,402		8,402	
	繰入金	490,393		227,876		218,038	
	繰越金	200,000		235,000		235,000	
	諸収入	501,679		87,078		87,078	
地方債	259,800		333,456		363,605		
環境性能割交付金	6,400		12,800		12,800		
歳入合計	5,510,000		5,011,656		5,060,279		

歳 出

区分		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		計画	決算	計画	決算	計画	決算
歳 出	人件費	952,680		1,230,333		1,232,794	
	物件費	1,010,857		793,204		773,374	
	維持補修費	79,349		34,523		34,175	
	扶助費	526,698		510,504		520,618	
	補助費等	996,004		688,108		712,731	
	普通建設事業費	599,128		593,137		590,141	
	公債費	387,765		497,700		530,788	
	積立金	401,997		100,000		100,000	
	出資金・貸付金	22,898		26,859		26,913	
	繰出金	517,624		537,287		538,746	
	予備費	15,000		15,000		15,000	
	歳出合計	5,510,000		5,011,656		5,060,279	

歳入

(千円)

区分		平成34年度		平成35年度	
		計画	決算	計画	決算
歳入	町税	2,063,440		2,050,564	
	地方譲与税	60,720		60,720	
	利子割交付金	1,600		1,600	
	配等割交付金	4,700		4,700	
	株式等譲渡所得割交付金	4,300		4,300	
	地方消費税交付金	220,645		220,645	
	自動車取得交付金	0		0	
	地方特例交付金	9,000		9,000	
	地方交付税	526,041		521,480	
	普通交付税	456,041		451,480	
	特別地方交付税	70,000		70,000	
	交通安全対策特別交付金	1,600		1,600	
	分担金・負担金	1,855		1,855	
	使用料・手数料	95,977		95,977	
	国・県支出金	1,149,718		1,132,772	
	財産収入	3,518		3,518	
	寄付金	8,402		8,402	
	繰入金	320,508		362,721	
	繰越金	235,000		235,000	
	諸収入	87,078		87,078	
地方債	363,605		358,246		
環境性能割交付金	12,800		12,800		
歳入合計	5,170,507		5,172,978		

歳出

区分		平成34年度		平成35年度	
		計画	決算	計画	決算
歳出	人件費	1,235,259		1,237,730	
	物件費	773,374		773,374	
	維持補修費	34,175		34,175	
	扶助費	539,401		539,401	
	補助費等	778,392		778,392	
	投資的経費	584,150		584,150	
	公債費	534,701		534,701	
	積立金	100,000		100,000	
	出資金・貸付金	29,457		29,457	
	繰出金	561,599		561,599	
	予備費	15,000		15,000	
	歳出合計	5,170,507		5,172,978	

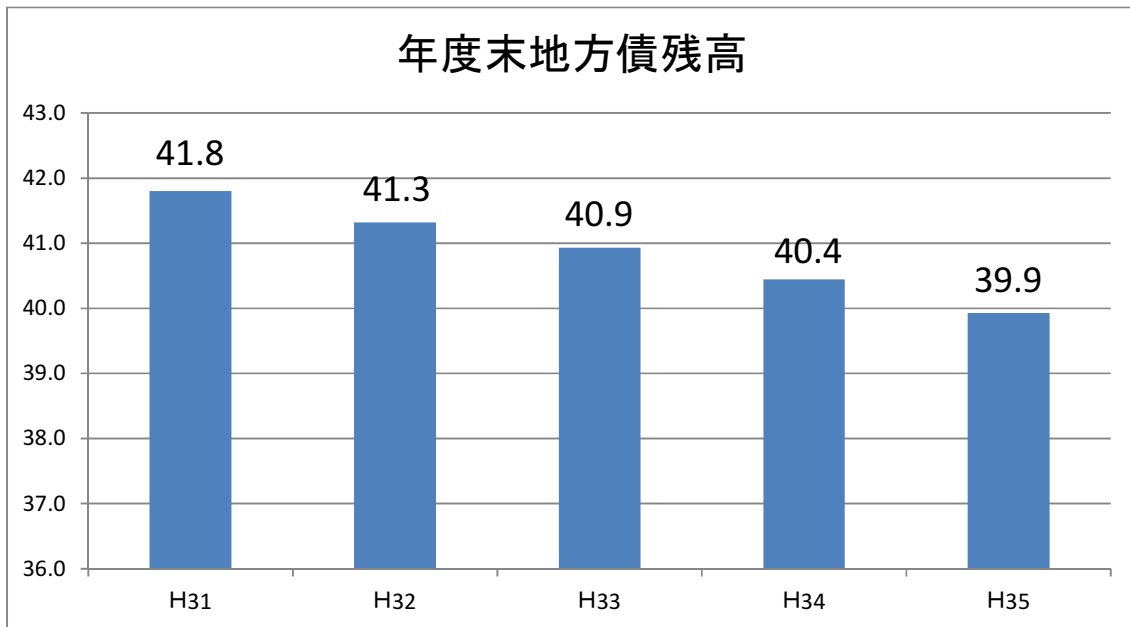
(2) 町債残高の推計

(千円)

	平成31年度末		平成32年度末		平成33年度末	
	計画	決算	計画	決算	計画	決算
地方債残高	4,180,130		4,131,929		4,093,092	

	平成35年度末		平成35年度末	
	計画	決算	計画	決算
地方債残高	4,044,486		3,992,700	

単位：億円



4 更なる収支改善に向けて

従来 of 延長上 of 行財政改革のみでは、財源不足 of 解消は不可能です。将来的に持続可能な財政基盤を確立しつつ、第6次総合計画を現実的なものとするためには、事業の見直しや財源の確保を行いながら解消していくものとします。

◆基本計画

(1) 財源等の確保

①企業誘致の推進

経済状況に左右されない優良企業の誘致に努めるとともに、それらの企業に収録する人の定住化を推進し、安定した町税の確保に努めます。

②町税・使用料・手数料の見直し

社会の変化や経済状況・町の構造状況等をふまえて町税を見直し、使用料・手数料等の適正な金額の設定に努めます。

③徴収体制の強化及び納税環境の整備

関係機関との連絡調整を図りながら、積極的に町税の滞納整理に努めます。また、納税者の多様な生活スタイルに対応した納税環境の整備を図ります。

④税への理解促進

広報紙や町ホームページへの税情報の掲載の充実を図り、住民の税に対する理解を深めるとともに、小・中学校への租税教室や税に関する広報活動を実施し、将来の納税者に税に対する関心・理解を高めていき、町税の徴収率向上に繋がります。

(2) 経費等の抑制

①事務事業評価の活用

事務事業評価を活用し、適正な事業の取捨選択に努めます。

②公共施設総合管理計画の作成

施設、道路、備品の現在額等を記載した固定資産台帳を活用し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の計画した「公共施設総合管理計画」を見直しながら、「個別施設計画」の作成を行い、公共施設を適正に管理するよう努めます。

(3) 計画的な財政運営

①中・長期財政計画の策定

町税や地方交付税等の的確な財源の把握に努め、財源の効率的な運用と経常経費の節減を行い、基金等を活用した中期的・長期的な計画を策定します。

②財源の重点的配分の実施

限られた財源を有効に活用するため、必要な事業への重点的な配分を行います。

◆町債発行額の抑制

町債には、世代間の負担調整機能や地方財政の年度間調整機能等があり、重要な財源として今後とも活用していきませんが、過度な発行により将来への過重な負担をもたらすことのないよう適切な発行を行います。

◆調整財源の確保としての財政調整基金の積立

財政調整基金は、年度間の財源調整機能という役割をもっているもので、景気の変動等により、一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われます。年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することこそが、災害や公共施設の耐震化等、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、弾力性を実質的に担保する元として財政運営上の重要な目的として設定します。

財政調整基金の残高が標準財政規模の25%を下回らないようにする

◆財政健全化判断比率が一定水準を超えないよう独自の基準設定

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により基準値が定められていますが、独自の基準値を定め、更なる低率化への取り組みを行います。

将来負担比率が、150%を超えない（早期健全化判断基準350%）
実質公債費比率が、17%を超えない（早期健全化判断基準25%）
実質赤字比率を生じさせない（早期健全化判断基準15%）
連結赤字比率を生じさせない（早期健全化判断基準20%）

◆補助金等の見直し

補助金等については、すでに行政目的が達成されたものや効果が薄れたものを中心として削除し、また、各団体の活動内容や財務状況等を勘案して極力削減に努めてきましたが、いまだ既得権的な考えが払しょくされていないものもあるため、今後も継続的に見直しを行います。

◆物件費等内部管理経費の削減

経常的な事務事業については、従来からのマイナスシーリングを実施し、経費の節減に努めてきましたが、引き続き削減に向けて取り組みを行います。

◆普通建設事業費の抑制

普通建設事業については、事業の選定において、将来負担、ランニングコスト等十分考慮し重点化について検討を行います。

また事業規模については、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、工法・設備・備品について精査を行い、必要最小限の仕様とし、コスト削減により一層努めます。

◆繰出金

特別会計への繰出金については、年々増加傾向にあり、半ば義務的経費化している状態にあります。

特別会計においては、適正な受益者負担の確保をはかり、収支の均衡に努めます。

5 中期財政計画の見直しを公表

この中期財政計画は、計画策定時における地方財政制度を前提として、一定の仮定のもとに試算したものです。したがって、毎年度ごとに社会情勢の変化や国の動向等をふまえ、計画内容等について、必要に応じて見直しを行ってまいります。

また見直しを行った場合、町のホームページで公表します。